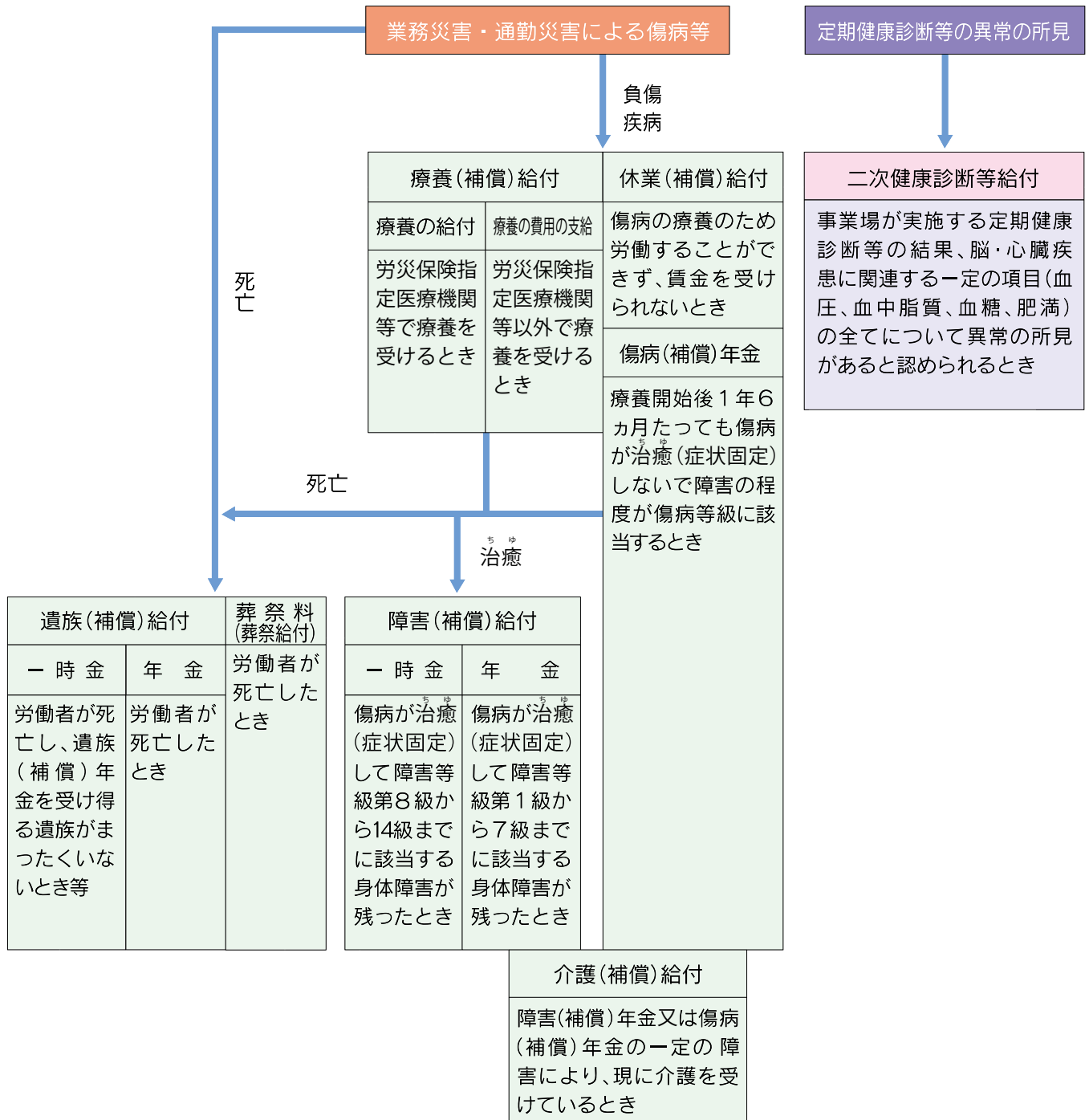


労災保険制度

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の方に必要な給付を行います。



〈労災給付の種類〉

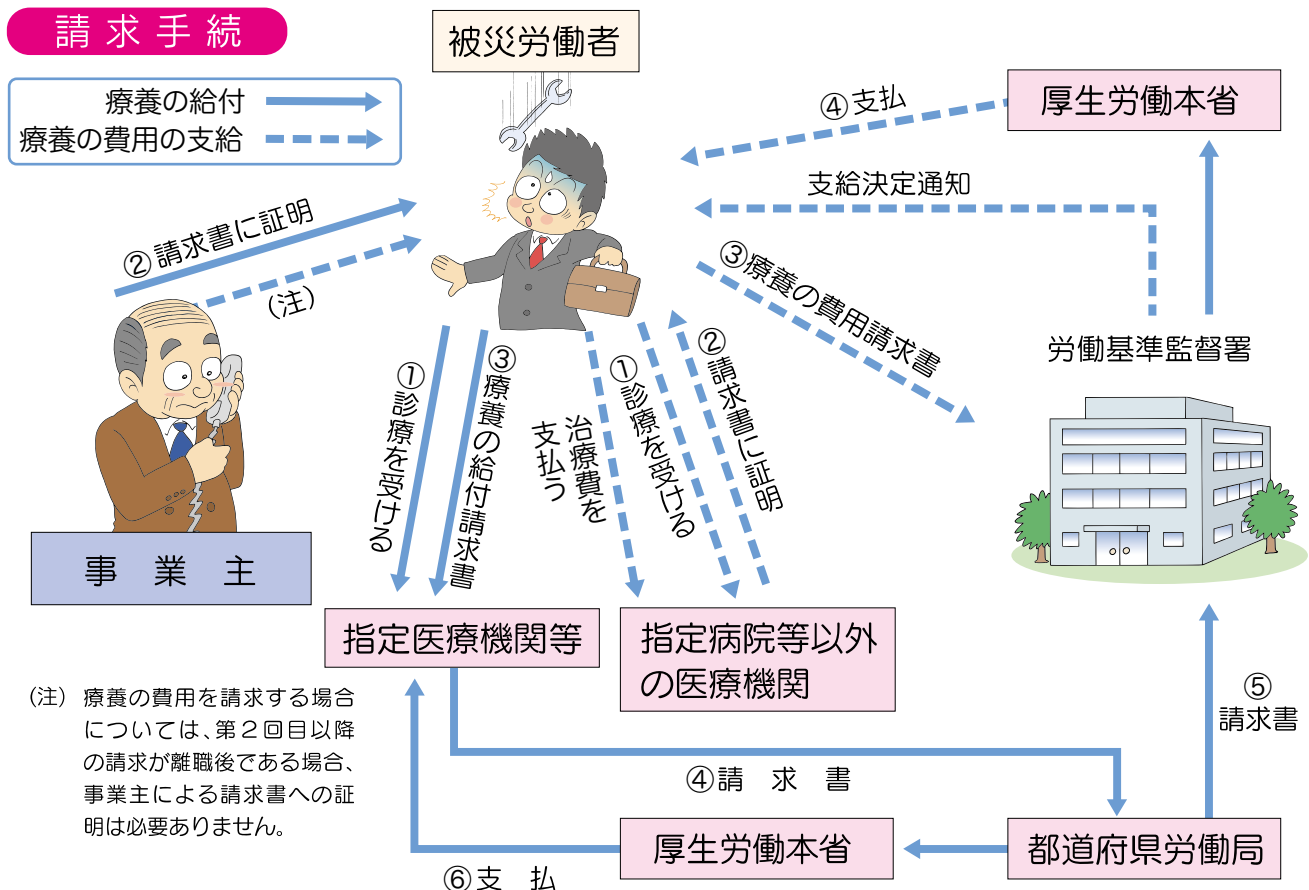
1 療養（補償）給付

労働者が業務上又は通勤による傷病により療養を必要とする場合に行われ、現物給付としての「療養の給付」と現金給付としての「療養の費用の支給」の2種類がありますが、「療養の給付」が原則です。

「療養の給付」とは、労災保険指定医療機関等で受診した場合には、原則として傷病が治癒するまでの間、無料で療養を受けられる、つまり現物による給付を行う制度です。これに対し「療養の費用の支給」は、労災保険指定医療機関等以外で療養を受けた場合等において支払った費用を現金で支給する制度です。

なお、療養（補償）給付の範囲としては、治療費、入院の費用、看護料、移送費等通常療養のために必要なものは、原則、全て含まれます（ただし一般に治療効果の認められていない特殊な治療や傷病の程度から必要ないと認められる付添看護師を雇った場合等は支給されません）。

請求手続



2 休業（補償）給付

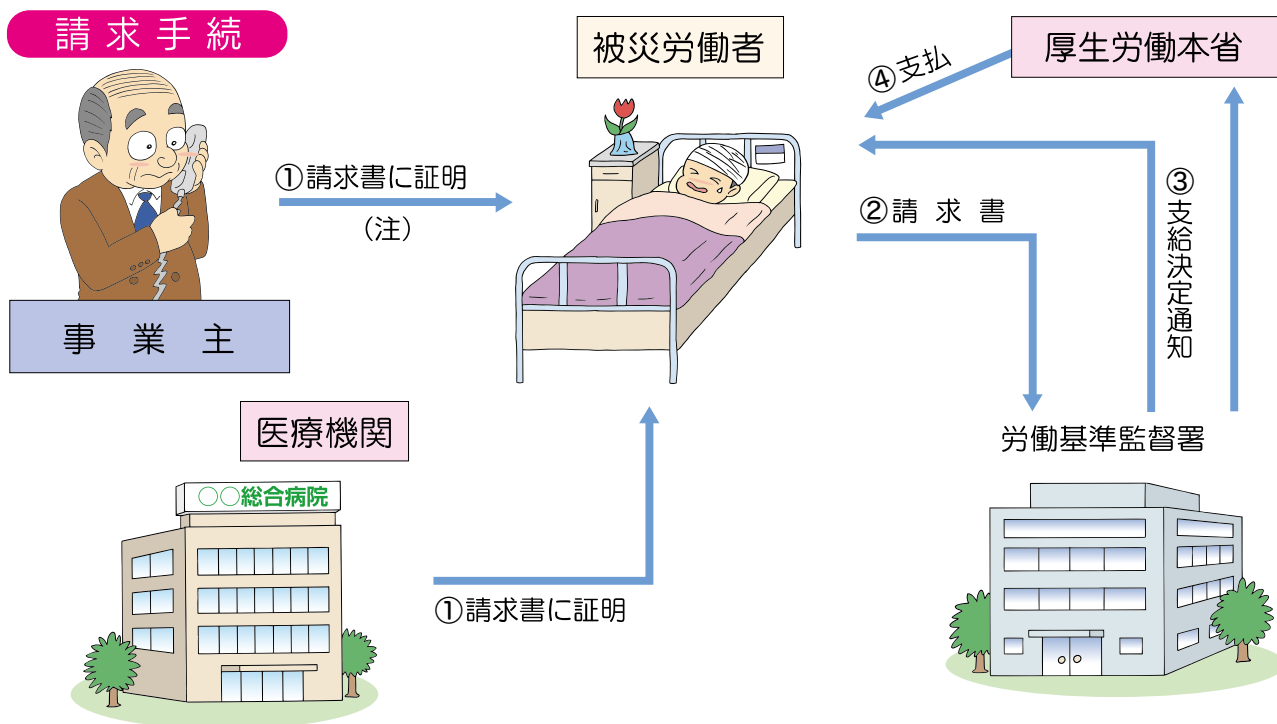
労働者が業務上の事由又は通勤による傷病の療養のために休業し、賃金を受けない日の第4日目以降から支給されます（ただし、業務災害の場合、休業初日から3日間は事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償を行わなければなりません）。

この場合、休業1日につき給付基礎日額の60%が休業（補償）給付として支給されますが、このほかに、社会復帰促進等事業として給付基礎日額の20%が特別支給金として休業（補償）給付とセットで支給されます。

給付基礎日額は、原則として、災害が発生した日以前3ヵ月間に被災した労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った額です。

なお、労災保険における給付基礎日額については年齢階層区分により最高限度額及び最低限度額が厚生労働大臣告示により決められており、平均額が最高限度額を超えるとき及び最低限度額に満たないときに適用されます。

(注) 通勤災害の場合は、一部負担金200円（健康保険の日雇特例被保険者の場合は100円）が必要となりますが、これは休業給付を支給する際に自動的に政府が減額して支給することとしております。



(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前に係る休業期間を含む場合は、請求書への証明が必要です。

3 傷病（補償）年金

療養開始後1年6ヵ月を経過しても治癒せず、傷病等級（第1級～第3級）に該当するときに、政府が職権で給付を決定し、支給額については、日額の313日～245日分が年金として支給されます。

4 障害（補償）給付

傷病が治癒したとき身体に一定の障害が残った場合、障害等級第1級～第7級の場合は、給付基礎日額の313日～131日分の障害（補償）年金が、また第8級～第14級の場合は給付基礎日額の503日～56日分の障害（補償）一時金が支給されます。

(注) 同一の事由により、厚生年金保険の障害厚生年金等が併給される場合には、一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

① 障害（補償）年金差額一時金

障害（補償）年金の受給者が死亡した場合、その者に支給された障害（補償）年金の合計額が次表の額に満たないときは、その差額が一時金として遺族に対し支給されます。

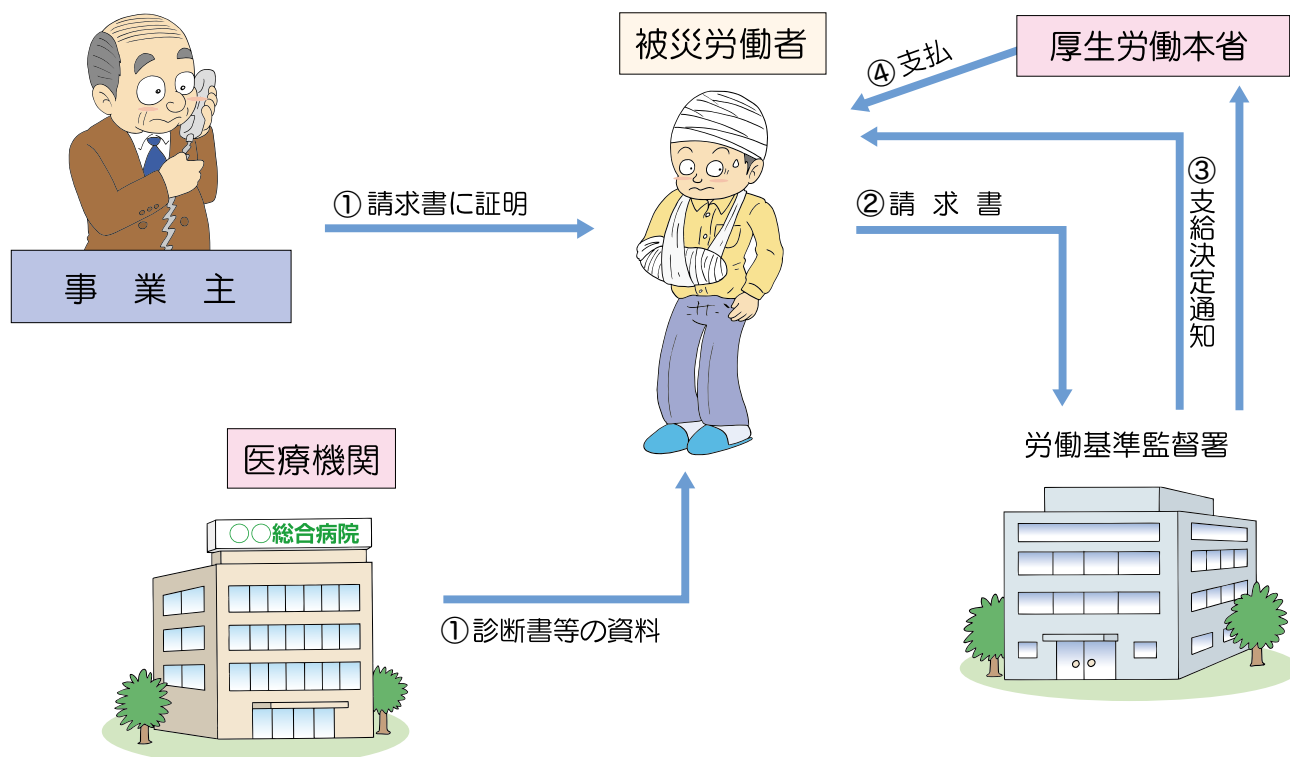
② 障害（補償）年金前払一時金

障害（補償）年金受給権者の請求に基づいて、その障害等級に応じ、次表に掲げてある額を最高限

度として障害(補償)年金が一定額までまとめて前払で受けられますが、前払一時金に達するまで年金は支給停止されます。

障害等級	額
第1級	給付基礎日額の1,340日分
第2級	" 1,190日分
第3級	" 1,050日分
第4級	" 920日分
第5級	" 790日分
第6級	" 670日分
第7級	" 560日分

請求手続



5 遺族（補償）給付

労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合に支給され、遺族（補償）年金と遺族（補償）一時金の二種類があります。

労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた一定の範囲の遺族に対し遺族（補償）年金が、年金受給権者がいない場合には、一定の範囲の遺族に対して給付基礎日額の1,000日分の遺族（補償）一時金が支給されます。

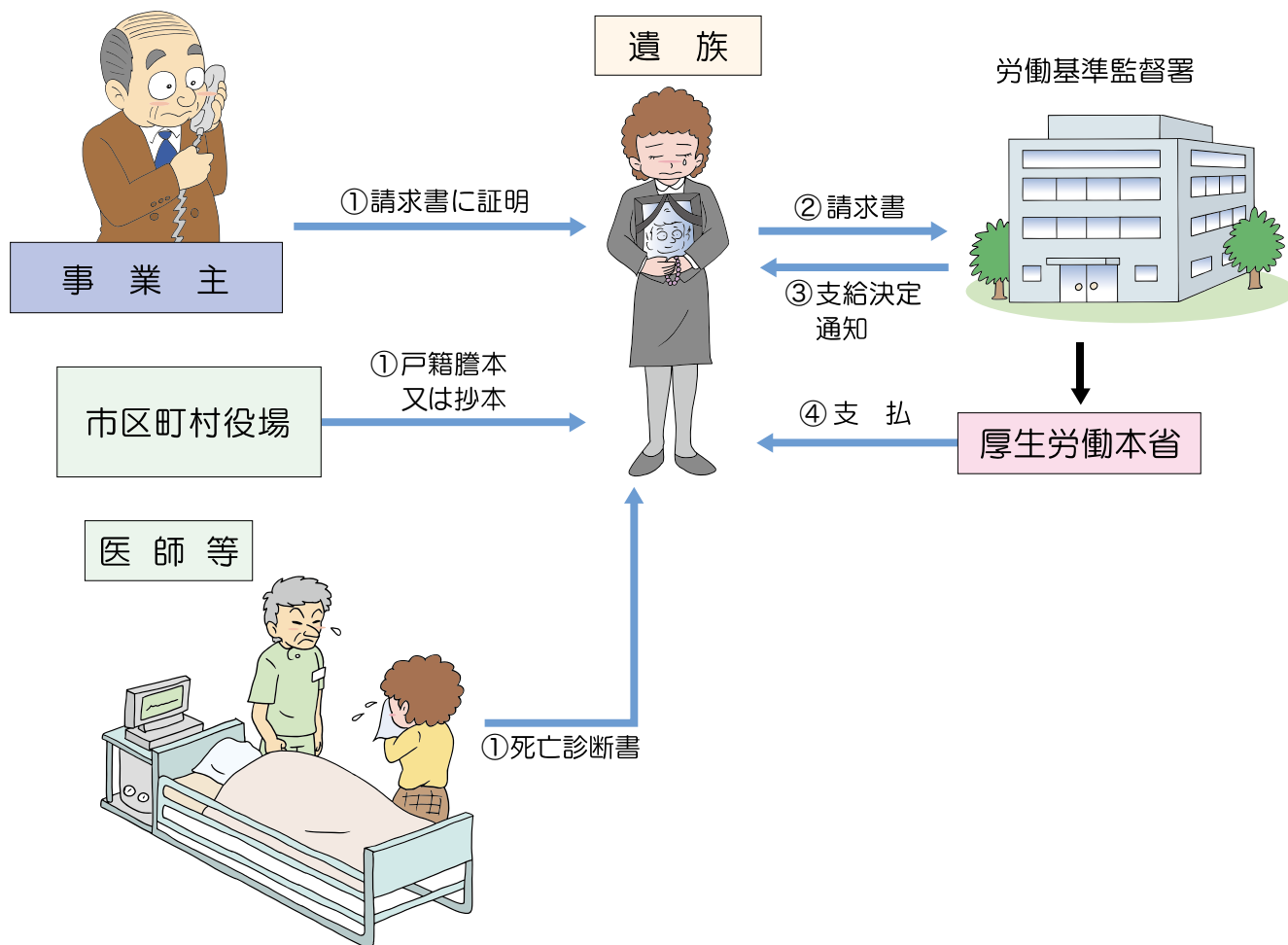
遺族（補償）年金の支給額は次のとおりです。

遺族数	年金額
1人	年金給付基礎日額の153日分
55歳以上の妻又は障害の状態にある妻	" 175日分
2人	" 201日分
3人	" 223日分
4人以上	" 245日分

(注) 遺族数は、遺族（補償）年金の受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数です。

同一の事由により厚生年金保険の遺族厚生年金等が併給される場合は一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

請求手続



**遺族（補償）年金
前払一時金**

給付基礎日額の1,000日分を限度とする一時金を年金の前払金として受けられますが、前払一時金相当額に達するまで年金は支給停止されます。

6 葬祭料（葬祭給付）

葬祭を行った者に対し、315,000円＋給付基礎日額の30日分、又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。

7 介護（補償）給付

一定の障害により傷病（補償）年金又は障害（補償）年金を受給し、かつ、現に介護を受けている場合に、月を単位として支給されます。

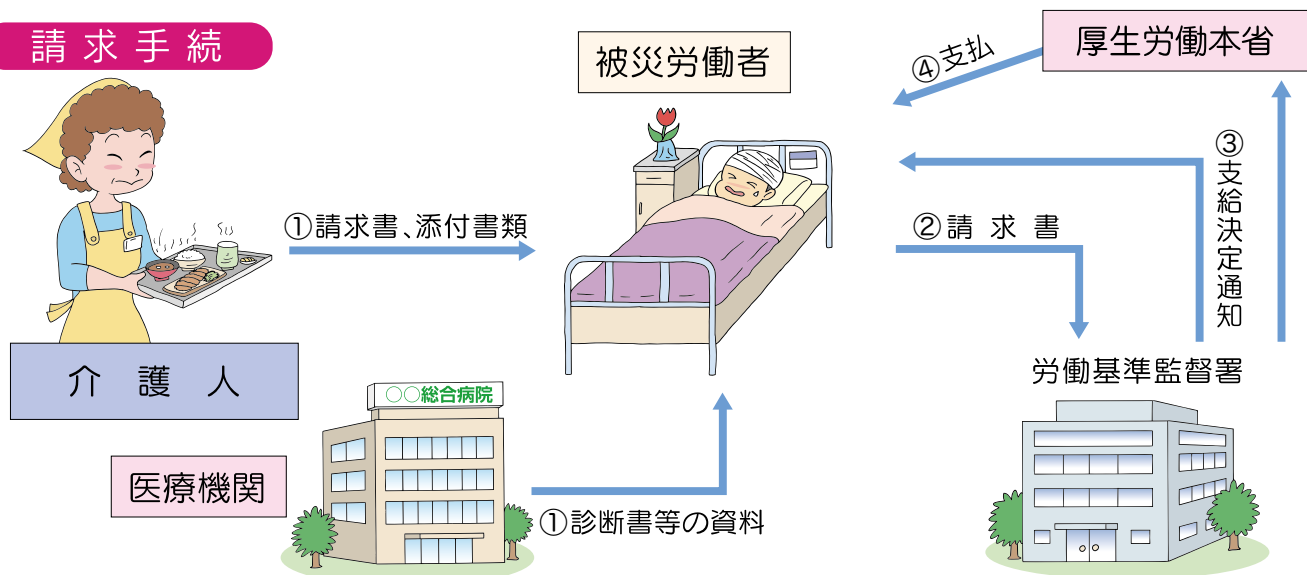
常時介護の場合は、介護の費用として支出した額が166,950円を上限として支給されます。

ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が72,990円を下回る場合は、一律72,990円が支給されます。

また、随時介護の場合は、介護の費用として支出した額が83,480円を上限として支給されます。

ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が36,500円を下回る場合は、一律36,500円が支給されます。

請求手続



8 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定の結果に異常の所見が認められた場合には、二次健康診断及び特定保健指導を受けることができます（すでに脳・心臓疾患の症状を有している者を除く）。

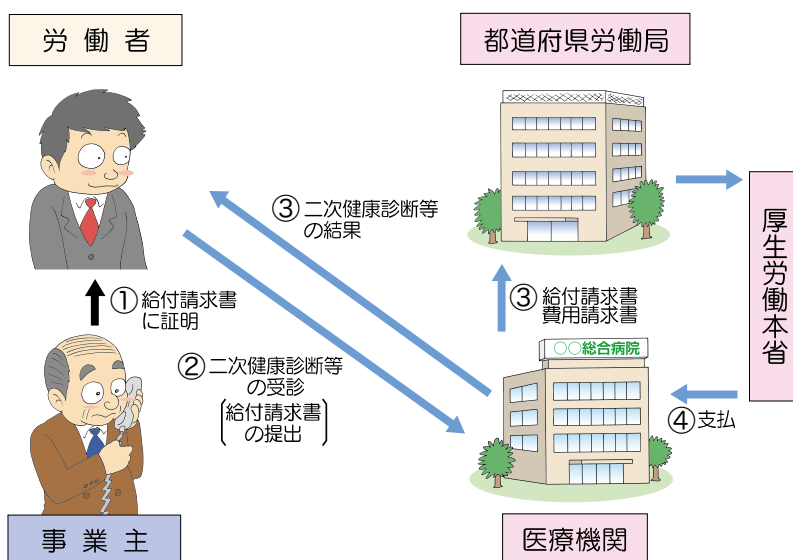
それぞれの内容は次のとおりです。

二次健康診断

- 空腹時血中脂質検査
- 空腹時血糖値検査
- ヘモグロビンA_{1c}検査
- 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）
- 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- 微量アルブミン尿検査

特定保健指導

- 栄養指導
- 運動指導
- 生活指導



9 社会復帰促進等事業

- 被災労働者の療養後における円滑な社会復帰を促進するため
義肢等補装具の購入（修理）に要した費用の支給、後遺障害に対するアフターケア等が受けられます。
- 被災労働者及びその遺族等の援護を図るため
労災就学援護費、労災就労保育援護費等が受けられます。
- 上記の他にも労働者の福祉の増進を図るための事業を行っておりますので、詳しくは、最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

電子申請について

労災保険給付の請求に係る諸手続については、電子申請により行うこともできます。詳しくは「電子政府の総合窓口」のホームページ（<http://www.e-gov.go.jp>）をご参照ください。

